

No. 19

制 度 名	新規就農総合支援事業 (国：新規就農者育成総合対策)	主管課名	農業経営課 就農・農業参入支援室		
		問合せ先	029-301-3844		
目的・趣旨	就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付及び経営発展のための設備投資への支援等により、経営者マインドを備え、儲かる農業を実現する経営発展ロールモデルを育成する。				
<p>[対象団体] 市町村、就農希望者</p> <p>[対象事業]</p> <p>1 就農準備資金 研修期間中の研修生に対する資金【事業主体：県、市町村】</p> <p>2 経営開始資金 新たに経営を開始する者に対する資金【事業主体：市町村】</p> <p>3 経営発展支援事業 経営発展のための機械・施設等の導入等の支援 【事業主体：市町村】</p> <p>4 サポート体制構築事業 伴走機関が行う実践的な研修農場の整備等の支援 【事業主体：市町村、協議会等】</p> <p>[補助要件等] ※主な要件。</p> <p>1 就農準備資金 (1) 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等</p> <p>2 経営開始資金 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 認定新規就農者であること (3) 前年の世帯所得が原則 600 万円以下であること 等</p> <p>3 経営発展支援事業 (1) 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であること (2) 認定新規就農者であること 等 ※県・国の採択審査あり</p> <p>4 サポート体制構築事業 新規就農者のサポート体制が構築されていること 等</p> <p>[対象経費]</p> <p>1 就農準備資金 研修期間中（最長 2 年間）の諸経費</p> <p>2 経営開始資金 経営開始後（最長 3 年間）の諸経費</p> <p>3 経営発展支援事業 (1)機械・施設等の取得、改良又はリース (2)家畜の導入 (3)果樹・茶の新植・改植 等</p> <p>4 サポート体制構築事業 就農相談体制の整備、研修農場の整備等に係る必要経費</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>1 就農準備資金 交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円</p> <p>2 経営開始資金 交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円</p> <p>3 経営発展支援事業 補助対象事業費上限 1,000 万円</p> <p>4 サポート体制構築事業 1 地区当たり 100 万円他（メニューによって異なる）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
就農準備資金及び経営開始資金		定額	-	-	-
経営発展支援事業		1/2	1/4	-	1/4(本人)
サポート体制構築事業		1/2 他	-	-	1/2(実施主体)他
[令和 6 年度当初予算額]		[令和 6 年度補助対象団体]			
606, 353 千円		令和 6 年 5 月頃（順次要望調査）			
[備考]					